

第3回理事会・選手の所属に関して

◎選手の所属に関して

1. 4種登録選手に関して

1) J F Aへの登録

- ・サッカー選手としてJ F Aに1度登録しますとその選手に付与された選手番号は、永久番号となります。
- ・一度サッカー選手を引退しても復帰時には同じ選手番号となりますので、ご注意ください。
- ・小学生年代でJ F Aへの登録は女子選手も4種となります。
- ・4種登録するにはJ F Aへチーム登録されているチームに所属する必要が有ります。
※J F Aへ登録したチームの選手は本来全員4種登録する必要が有ります。
- ・1選手は1チームへしか所属できません。
※都道府県および国が異なっても1チームのみとなります。
- ・4種の選手はチームとの繋がりは年度（4月から翌年3月）毎となります。
- ・チームは年度毎に選手に所属の意思確認が必要となります。
- ・年度が変わる時は、移籍では有りません。
※海外チームに所属していた場合は、年度始めでも手続きが異なりますので、ご注意ください。（国により年度が異なるためです。）

2) レンタル選手の考え方

- ・4種登録で所属しているチームではないチームでプレー（試合に出場）する場合は、レンタル選手扱いとなります。
この場合は、レンタル元とレンタル先のチームの相互理解が必須です。
- ・レンタル選手が出場出来る4種対象の試合は、同一試合には1チームからしか出場できません。
これは、都道府県が異なっても出場は出来ません。
ブロック大会、中央大会、関東大会、全国大会、通して出場は出来ません。
例) 全日本の場合
第5ブロックのチームで負けたので、第6ブロックのチームで都大会（中央大会）に出場することは出来ません。
- ・試合（大会）が異なる場合は、別チームから出場する事は出来ます。
この場合は、レンタル元とレンタル先のチームの相互理解が必須です。
例) 第5ブロックで三井のリハウスU-12リーグに出場
第6ブロックでJ A東京に出場
は可能です。
※「三井のリハウスU-12リーグ」と「全日本」は別大会ですが、条件が有り別チームからの出場は出来ません。

2. 世田谷少年サッカー連盟の選手に関して

1) 世田谷少年サッカー連盟への登録

年度初めの総会後に「加盟登録申請書」を提出して頂いたクラブに所属している選手は試合（大会）に出場するか否かに関係なく世田谷少年サッカー連盟の選手となります。

よって、世田谷少年サッカー連盟へ提出する「クラブ個人登録書」にはクラブに所属する選手全員が記載されている必要が有ります。

2) 所属クラブの考え方

世田谷少年サッカー連盟に加盟しているクラブには1選手・1クラブの所属となります。

他区のクラブおよびサッカースクールに所属する事に関しては問題ありません。

但し、所属のクラブの了解は必要です。

3) レンタル選手の考え方

- ・ サッカースクールに所属している選手はスポーツ塾として考えますので、レンタル選手とは考えません。

世田谷少年サッカー連盟の試合（大会）に出場して頂いて問題ありません。

- ・ 世田谷区以外のクラブに所属している選手は、両チームに所属して頂いて問題ありません。但し、他所属クラブへの承諾は必須です。

※世田谷少年サッカー連盟で実施する試合（大会）と同じ大会は無いからです。

- ・ 世田谷少年サッカー連盟に加盟しているクラブでは、1クラブのみの所属となります。他クラブに所属している選手が自クラブで世田谷少年サッカー連盟の試合（大会）に出場する場合はレンタル選手となりますので、双方のクラブが承諾していて、同一大会には1クラブからのみの出場となります。

例) 自クラブで6年生大会に出場

他クラブで女子大会に出場

は可能です。

この場合「クラブ個人登録書」は両クラブに記載が必要です。

「直前までいた在籍クラブ」に相手側クラブ名を記載してください。

記載例) Aクラブにも在籍

- ・ 難しいレンタルに関して

特殊な選手の起用をしたい場合は、事前に連盟事務局に確認をお願い致します。

3. レンタル選手に関して

1) 4種登録選手の大会出場時

- ・ 4種登録の選手証が必要となりますので、レンタル元クラブより該当選手の選手証を入手してください。

- ・ 各大会の「登録選手書」の承認を貰うときに自クラブの「4種登録の選手一覧」と共にレンタル選手の「選手証」を提出してください。

試合当日も同様に自クラブの「4種登録の選手一覧」と共にレンタル選手の「選手証」を持参して提出要求が有りましたら提示できるようにしてください。

提示要求が有ったのに提示できない場合は失格になる場合が有ります。（電子媒体可）

2) 世田谷少年サッカー連盟の大会出場時

- ・連盟の試合に出場する選手は出場クラブの「クラブ個人登録書」に記載が有る選手となります。

レンタル選手も記載の必要が有ります。

- ・記載の方法

レンタル選手と言う事が解るように下記の記載の仕方をお願い致します。

【記載項目】

- ・フリガナ
- ・氏名
- ・性別
- ・学校名
- ・区分（年度始めは空は、年度途中の場合のみ記載）
- ・申請日（年度始めは空は、年度途中の場合のみ記載）
- ・参加大会（年度始めは空は、年度途中の場合のみ記載）
- ・直前までいた在籍クラブ（「レンタル元のクラブ名（略称で可）」にも所属）

【記載しない項目】※レンタル基に記載されていますので記載しないでください。

- ・住所
- ・電話番号

以上